

滿洲國民事訴訟法評釋

ON THE LAW OF CIVIL PROCEDURE
OF MANCHUKUO

教 授

中 村 宗 雄

PROF. M. NAKAMURA

目 次

序 説	1
I 日民訴法と異なる點	2
II 滿民訴法に存せざる規定	4
III 参考文献	5
第一編 總 則	
第一章 法 院	7
I 土地管轄	7
II 事物管轄	8
III 特別の管轄竝に管轄の指定	9
IV 裁判所職員の除斥・忌避竝に回避	10
第二章 當事者	11
I 當事者能力、訴訟能力竝に特別授權	11
II 共同訴訟	11
III 訴訟參加	12
IV 訴訟代理人及び輔佐人	13
第三章 訴訟費用	13
第四章 訴訟手續	15
I 送 達	15
II 期日及び期間	16
III 訴訟手續の中斷及び中止	19

第二編 第一審の訴訟手續	
第一章 地方法院の訴訟手續	19
I 訴の提起及び變更	19
II 口頭辯論	20
III 證據及び證據調手續	23
IV 裁 判	24
第二章 區法院の訴訟手續	28
第三編 上 訴	
第一章 控 訴	30
I 控訴の制限	30
II 控訴期間	31
III 期間經過後の控訴提起	32
IV 準備手續	33
V 時機に後れたる攻撃・防禦の方法	34
VI 當事者雙方不出頭の場合の處置	35
VII 審判長、受命審判官竝に陪席審判官の職務規定	35
第二章 上 告	36
I 上告の制限	36
II 上告審の手續	37
III 高等法院に於ける上告事件	37
第三章 抗 告	39

第四編	再 審	
	I	再審事由……………40
	II	日民訴法第四二一條に該當する規定の削除…43
	III	不當なる再審の訴提起に對する制裁…………43
第五編	督促手續	
	I	督促手續に依り得べき請求……………44
	II	異議申立期間……………45
結	語	……………45
日滿兩國民事訴訟法條文對照表		
	I	日滿民事訴訟法條文對照表……………48
	II	滿日民事訴訟法條文對照表……………54

滿洲國民事訴訟法評釋

中 村 宗 雄

序 説

滿洲國建國の當初に於ては、大同元年（昭和七年）四月一日教令第三號「暫ク従前ノ法令ヲ援用スルノ件」に依り、民事訴訟に付ては、民國十年公布の「民事訴訟條例」(一)が、其の儘援用・施行せられた。しかし司法部に於ては康徳元年(昭和九年)四月以來、主要法典の編纂に著手し、肇國第一次の基本的な主要法規の一として、民事訴訟法(二)は勅令第二〇六號を以て、又、強制執行法は勅令第二〇七號を以て、孰れも同四年（昭和十二年）六月三十日に公布せられ、民商法等と共に、外國人に對する治外法權撤廢の日たる同年十二月一日より施行せられた。

(一) 民事訴訟條例は、初め「民事訴訟法草案」として民國十年（大正十年）七月二十二日大總統教令第二十六號を以て發布せられたが、同年十一月十四日大總統令を以て「民事訴訟條例」と改稱し、翌十一年七月一日以降、民國全般に施行せらるゝに至つた。大體、日本舊民事訴訟法を模したものであるが、條文に多少、相異なる點もあり、殊に人事訴訟手續を規定するも、仲裁手續に關する規定を缺く。

(二) 滿洲國民事訴訟法は、五編に分たれ、四百五十三箇條より成る。其の規定

内容は日本民事訴訟法第一編乃至第五編に相當し、強制執行手續は、別法典を以て規定したこと、本文に述ぶるが如くである。尙、公示催告手續、仲裁手續に關する法律は、未だ制定の運びとなつてゐない。

この滿洲國民事訴訟法（滿民訴法）は、全文四百五十三ヶ條にて五編に分たれ、大體日本民事訴訟法（日民訴法）を範とし、夫れに舊民事訴訟條例等を斟酌して若干の變更を加へたものである（一）。今、日民訴法と異なる主なる點を摘記すれば、凡そ次の如くである。

- （一）民事訴訟法は、牧野威夫氏が主任參事官として立案せられた由である。尙、聞く處に依れば、當初は、日本民事訴訟法より相當乖離した独自の立案が試みられたが、故池田寅二郎氏等の意見に依り、大體に於て日本民事訴訟法を模するに至つたといふことである。

I 日民訴法と異なる點

（一）規定の體裁 日民訴法は、「口頭辯論」竝に「裁判」に關する規定を第一編總則第四章訴訟手續中に規定するも、滿民訴法は、之れを第二編第一章地方法院の第一審訴訟手續中に移し、尙、「裁判」に引續き、「和解」竝に「訴の取下」に付き獨立の節を設くる。又、第一審は、區法院は素より、地方法院に於ても單獨審判官の審理に委せらるるが爲め（法院組織法七條）、準備手續の規定は、控訴審の規定中に移されてある。

（二）當事者雙方闕席の場合の處置 當事者の雙方が口頭辯論期日に闕席せる場合には、日民訴法第二三八條と異り、審判官が職權を以て新期日を定め、當事者雙方を呼出すものとし、其

の新期日若くは其の後の期日に再び當事者雙方が闕席するときは、訴の取下ありたるものと看做す(二〇八條)。此の點、朝鮮民事令第二九條と其の軌を一にする。

(三) 口頭辯論の追完 當事者が、其の責に歸すべからざる事由に因り口頭辯論を爲すこと能はざりし場合、其の利益防衛の爲め口頭辯論追完の規定を設くる(一五七條・一五八條)。

(四) 當事者又は代理人に非ざる者の審訊 當事者本人又は法定代理人は法院の許可を受け自己に替り事情を熟知せる者を出頭せしむる事が出来る(一九九條_{二項})。又、裁定を以て完結すべき事件に付ては法院は當事者以外の關係人をも審訊し得る(三三四條_{二項})。

(五) 書面審理に依る判決 判決手續に於ける口頭辯論主義の制限は、日民訴法に比し更に高度である。即ち法院は、當事者雙方に異議なき場合には、口頭辯論を経ずして判決を爲すことを得べく(二〇九條)、又、上告審に於ては、一般的に口頭辯論を経ずして判決を爲すことが認められる(四一一條)。

(六) 裁判 裁判の種類を判決と裁定とに分ち、裁定のうち、日民訴法に於ける決定と命令とを包含せしむる。尙、判決と裁定との間の區別も、日民訴法に於けるが如く嚴格ではなく、例へば上訴期間經過後の上訴は、判決に依らずして裁定を以て却下すべきものとする(三六二條)。

(七) 起訴前の調停手續 區法院の管轄に屬する財産權に基づく請求に付ては、調停前置主義を採り、凡べて起訴前に調停手

續を經べきことを強制する(調停法三・^{一六}條)。

(八) 上訴の期間竝に其の制限 上訴期間は、日民訴訟法に於けるよりも延長せられ、控訴竝に上告期間は、孰れも判決の送達ありたる日より三十日とし(三五八・^{四〇}六條)、即時抗告期間は、裁判の告知ありたる日より二週間とする(四二六條)。其の他の期間も日民訴訟法に比し長い(四〇八・^四五〇條等)。

次に上訴に付き制限を設くる。即ち控訴に依りて受くべき利益の價額が五十圓を超過せざるとき、又、上告に依りて受くべき利益の價額が二百圓を超過せざるときは、夫れ夫れ控訴・上告を爲し得ない(三五二・^{四〇}三條)。

(九) 區法院事件の上告審 區法院事件の上告審は、高等法院である(法院組織法三三條)。しかし抵觸を避け、且つ判例の統一を期するが爲め、其の受理したる上告事件を最高法院へ移送するの途を設けてゐる(四二〇條)。

(一〇) 罰則規定の強化 不當なる訴訟の遂行を防止する爲め、滿民訴訟法には、日民訴訟法に存せざる罰則規定を各所に設けてゐる。即ち濫りに除斥又は忌避の申立を爲したるとき(四三條)、虚偽の事實を述べ訴訟救助を受けたるとき(一一三條)、竝に濫りに再審の訴を提起したる場合(四三九條)には、夫れ夫れ其の當事者又は代理人に對し過料の制裁を課する。

II 滿民訴訟法に存せざる規定

日民訴訟法に存して滿民訴訟法に存せざる規定の主なるものを舉

ぐれば次の如くである。

(一) 特別授權に關する規定　滿民訴法に依れば、準禁治產者は禁治產者と同じく訴訟無能力者であり(四九條)、反之、妻は訴訟能力者であつて、日民訴法に於けるが如く、限定的訴訟能力者(一)なるものを認めない。従て日民訴法第五〇條の如き特別授權の規定を缺く。

(一) 日民訴法に依れば、妻竝に準禁治產者は、原則として夫の許可又は保佐人の同意に依りてのみ有效に訴訟行爲を爲し得るのであるから(日民一二條一項四號・一四條一項一號)、限定的訴訟能力者である(拙著、民事訴訟法原理一卷二四七頁以下參照)。

(二) 日民訴法に於けるが如く、口頭辯論に於ける陳述の全部又は一部を速記に依りて記録せしめ得る旨の規定を缺く(日民訴一四八條參照)。

(三) 疏明に關し、日民訴法第二六七條二項の如き疏明に代ふる宣誓若くは保證金供託の規定を存しない。

(四) 區法院事件に付ては、前述の如く調停前置主義を採るが爲め、區裁判所訴訟手續中に、日民訴法第三五六條の如き起訴前の和解手續の規定を缺く。

III 參考文獻

滿民訴法に關する文獻は、尙、未だ極めて乏しい。本稿執筆に當り參照し得たるものを掲ぐれば次の如くである。

(一) 著書・單行本

司法部編纂　民事訴訟法立法理由書(康德八年)

- 滿洲帝國民事訴訟法典・強制執行法典（司法資料第二三七號）（昭和十三年）
滿洲帝國司法研究會編 民事訴訟法（滿洲帝國新法律全集第八卷）（康德六年）
安武六郎・二宮丘一兩氏共著 日文滿洲國民事訴訟手續（昭和十五年）

（二）論 文

- 井野英一氏 滿洲國司法立法の沿革並に司法官の身分保障に就て（法律時報第一卷昭和十四年第六號）
- 瀧川政次郎氏 滿洲國司法制度の現在及將來（法律時報第七卷昭和十年第七號）
- 同 氏 滿洲建國當初の司法制度概説（同氏著支那法制史研究昭和十五年所載）
- 大平善梧氏 滿洲國の司法制度（拓殖大學論集第四卷第二號）
- 柏田忠一氏 滿洲國の司法制度に就て（同上）
- 根道廣吉氏 滿洲國に於ける治外法權（法律時報第七卷昭和十年第一一號）
- 小野清一郎氏 滿洲國の法院組織法について（法協第五四卷昭和十一年第三號）
- 飯塚敏夫氏 滿洲國に於ける法院組織法（日本法學第二卷昭和十一年第三號）
- 同 氏 滿洲國律師（辯護士）法に就て（日本法學第四卷昭和十三年第二號）
- 高田 清氏 日滿司法事務共助法ニ就イテ（法學志林第四〇卷昭和十三年第五號）
- 辻 朔郎氏 滿洲國民事法概觀（法曹第一六卷昭和十三年第一號）
- 野間 繁氏 我が民事訴訟制度の改革論議との關聯に於ける滿洲國民事訴訟法（法律論叢第二〇卷昭和十六年第三號）
- 加藤令造氏 民事訴訟法第二百八條に關する一考察（法曹雜誌第六卷康德六年第一〇號）

第一編 總 則

第一章 法 院

I 土地管轄

土地管轄に關する規定は、其の構成に於て日民訴法と全く同一であり、先づ普通裁判籍を規定し、次に各種特別裁判籍を規定する。其のうち日民訴法の認めざる特別裁判籍として、手形上の權利に關する特別裁判籍（五條）と相續に關する特別裁判籍（一九條二項）とがある。

（一）手形支拂地の特別裁判籍 手形上の權利に基く訴は支拂地の法院に之れを提起することを得（五條）。この規定は、舊民事訴訟條例第二一條に存したるものを其の儘採入れたものである。日本舊民訴法は、爲替訴訟に付きこの特別裁判籍を規定したのであるが（日舊民訴四九五條）、現行民訴法には爲替訴訟を廢止した結果この規定も存してゐない。しかし手形上の權利に付き、其の支拂地に特別裁判籍を設くるは素より當然であり、日民訴法が會社關係事件に付き、會社の普通裁判籍所在地に特別裁判籍を認めたにも拘らず（日民訴一二條）、手形支拂地の特別裁判籍を規定しなかつたことは、均衡を失する。滿民訴法がこの裁判籍を規定したのは適切である（一）。

(一) 尤も被告の利益保護の爲め、特別裁判籍を可及的に限定せんとする立場からは、反對に結論せられ得る。特別裁判籍の數を増加する場合には、被告の正當なる利益保護の爲め、裁判所としては事件移送の規定(日民訴三一條)(滿民訴三〇條)を活用しなければならぬ(拙著、改正民事訴訟法評釋三八頁參照)。しかし日本の現狀として、尙、未だこの規定の趣旨が充分に理解せられ、又、活用せられてゐない。

(二) 相續事件の特別裁判籍 被相續人が滿洲人であり、相續開始の時に滿洲國の普通裁判籍を有せざるときには、その者の普通裁判籍は、新京特別市にあるものとする(一九條二項)。舊民事訴訟條例第二八條二項の規定趣旨を踏襲したものであつて、滿洲國人を被相續人とする相續事件に付き、滿洲國裁判籍の例外なき行使を意圖するが爲めには、蓋し至當の規定であらう。

II 事物管轄

事物管轄は、區法院と地方法院との間に分割せられる。區法院の管轄する民事訴訟事件は、

- (一) 訴訟物ノ價額二千圓ヲ超過セザル訴訟事件
- (二) 建物賃貸借關係ニ基ク訴訟事件
- (三) 占有權ニ基ク訴訟事件

である(法院組織法二〇條)。即ち訴訟の目的の價額二千圓迄を區法院の管轄に屬せしめ、又、訴訟の目的の價額に拘らず區法院の管轄に屬せしめたる事件が數少き點に於いて、日本法と異なる(日裁權一四條參照)。尙、破産事件は凡べて地方法院の管轄とする(同二五條)。以上の外、訴訟の目的の價額算定に關する技術規定は、日民訴法の夫

れと全く同一である(二二、二)
(三條)

III 特別の管轄並に管轄の指定

滿洲國民事訴訟法は、専屬管轄の規定を可及的に減少せしめてある。又、併合せる請求に付き、日民訴法第二一條に該當する牽連管轄の規定を存するのであるが(二一條)、この規定が客觀的訴の併合にのみ適用ありて、主觀的訴の併合(共同訴訟)に適用なきものとの見解の下に(一)、「數人ヲ共同被告トシテ訴ヲ提起セントスル場合ニ於テ其ノ數人ニ共通ノ裁判籍ナキトキ」は、申立に因り關係ある法院に共通する直近上級法院が、管轄法院を指定する旨を規定する(二四條)(二)。但し訴訟の目的たる權利又は義務が同種の原因に基く場合を除外するが故に(同條但書)、この場合には、數人の共同訴訟人の間に共通の裁判籍なき限り、共同訴訟を爲し得ないこととなる。この様に共同訴訟の場合、日民訴法と異り、牽連管轄を認めずして管轄指定の方法に據らしむることも一つの立法態度であるが、しかし斯くして併合せる請求に付ての牽連管轄に關する前掲第二一條の共同訴訟に付ての適用を除外するならば、同條は、訴の併合の一場合に過ぎぬ訴の客觀的併合以外には適用せられないこととなる。然らばこの規定は、管轄に關する總則規定中より削除して、客觀的訴の併合に關する第一七八條中に規定するのが至當であつたと云はなければならぬ。この邊、研究の不足が見受けられる。

- (一) 形式的な一つの訴に於て數個の請求を併合主張する場合には、客觀的訴の併合の外、尙、主觀的訴の併合がある（拙著、訴訟法學の體系と訴訟改革理論一二四頁参照）。從て日民法第二一條（滿民法二一條）の解釋としては、主觀的訴の併合（共同訴訟）にも其の適用ありと做さなければならぬ。この管轄規定が共同訴訟に適用なしとする主張は、この規定の適用範圍の餘りにも尠大なるを矯めんとする意圖に出づるも、解釋論としては無理である（拙著、前掲原理一卷二一〇頁以下参照）。判例は、本條の主觀的訴の併合に付ての適用を原則的に認め（昭和六・九・二五、大民五決定、民集一〇卷八三九頁）、而して更に其の適用範圍の擴大を防止する爲め、例外として相手方相互間に何等牽連關係なき場合（即ち同種の原因に基く場合）に限り、本條の適用を否認する（昭和九・八・二二、大民三判決、判決全集第九、一七頁、法律新聞三七四六號一一頁）。解釋論の域を脱せず、具體的妥當を求むる判斷と云ひ得る。
- (二) 共同被告と爲すべき數人の間に共通の裁判籍の存せざる場合の立法例には種々ある（拙著、改正民事訴訟法評釋二九頁以下参照）。而してこの場合、直近上級裁判所に於て其の管轄裁判所を指定する方法は、ドイツ民法の採れる方法であつて（同三六條三號）、滿民法は之れに倣へるものである。

IV 裁判所職員を除斥・忌避並に回避

日民法と殆ど其の規定を同一にし、唯、僅かに次の諸點に於て異なるに過ぎない。

- (一) 除斥・忌避に關する裁定を爲すべき地方法院が裁定を爲し得ざる場合には、その直近上級法院に於て裁判を爲す旨を規定してゐる（三八條三項）。蓋し地方法院に於ける審判官の員數不足の場合を慮つたものであらう。
- (二) 當事者又は其の代理人が、濫りに除斥又は忌避の申立を爲したるときは、法院は其の申立を却下する裁定に於て、其の者を五百圓以下の過料に處し得る（四三條（一））。

- (一) この規定は、舊民訴條例にも存しない。尤も一九三三年のポーランド民事訴訟法第六一條に、惡意に依る除斥申立に對する制裁規定を存するも（司法資料第一九五號、ポーランド新民事訴訟法參照）、暗合であつて夫れを模したものでない。

第二章 當事者

I 當事者能力、訴訟能力竝に特別授權

當事者能力に關しては、日民訴法と全く規定を同じくする。訴訟能力に關しては、準禁治產者をば、未成年者竝に禁治產者とと同じく訴訟無能力者と爲し、法定代理人に依りてのみ訴訟行爲を爲し得るものと規定する（四九條）。この點日民訴法と異なる。斯くて滿民訴法に依れば、當事者は訴訟能力者か、然らずんば訴訟無能力者であつて、現在の處、民法を初め各實體法竝に訴訟法に、特定訴訟行爲を爲すに付ての特別授權（例、妻の訴訟行爲に付ての夫の許可）の規定を存しない（一）。従つて夫れに關する日民訴法第五〇條の如き規定が設けられてゐない。

- (一) 從て滿民訴法の下には、所謂限定的訴訟能力者（拙著、原理一卷二四七頁以下）なるものを存しない。

II 共同訴訟

次の點を異にするに止まり、其の他は、日民訴法と全く同一に規定せられる。

(一) 共同訴訟の場合には、併合せる請求に付ての牽連管轄を規定する第二一條の適用なしとの見解の下に、前述の如く共同被告と爲すべき數人に共通の裁判籍なきときは、直近上級裁判所の管轄指定に依るべきものとする（二四條一、三三號）。この點、日民訴法と異なる。

(二) 滿民訴法には、前述の如く特別授權の制度を存しないが故に、共同訴訟に關しても、日民訴法第六三條に該當する規定を缺く。

III 訴訟參加

訴訟參加を補助參加と當事者參加とに分ち、更に當事者參加を獨立參加（六九條）と共同訴訟的參加（七三條）とに細分すること、竝にその夫れ夫れの規定は、日民訴法と同一である。但し區法院を除き、參加の申出を必ず書面に依らしむる點に於て異なる（六三條・三四六條二項參照）。尙、舊民訴條例は、獨民訴法に倣ひ、訴提起の效力として所謂當事者確定の制度を採つたのであるが（獨民訴二六五條二項・舊民訴條例二九七條一項參照）^(一)、新滿洲國民事訴訟法は、訴の提起に付き斯かる效力を認めず、日民訴法に倣ひ、夫れと全く同一に訴訟引受竝に脱退を規定する（七〇條乃至七二條）。

(一) ドイツ民訴法第二六五條に「權利拘束ハ當事者ノ一方又ハ他方カ係争物ヲ讓渡シ又ハ主張シタル權利ヲ移轉スルノ權利ヲ妨ケス」と規定し、更に「其ノ讓渡又ハ移轉ハ訴訟ニ何等ノ影響ヲ及ホサス」とあるが故に、ドイツ民訴法の下に於ては、訴訟の繫屬中に訴訟の目的たる權利の移轉あるも、舊權利者は依然として訴訟を遂行し、判決も其の名に於て言渡される (Stein-Jon-

as, Bd. I. zu § 265 III. S. 675)。舊民訴條例も、この規定に倣つたのであつた。

IV 訴訟代理人及び輔佐人

訴訟代理に關しては、律師(辯護士)の不足なることに鑑み、地方法院に於ても、法院の許可を受けたる場合には、區法院に於けると同じく、律師に非ざる者を訴訟代理人たらしむることを許す(七七條)(一)。

舊民訴條例に依れば、訴訟能力を有するといふことの外、訴訟代理人の資格に制限なく、唯、律師に非ざる訴訟代理人は、法院に於て裁決(決定)を以て之れを禁止し得るに止まつた(舊民訴條例八條)。夫れに比すれば、制限を強化したわけである。

(一) 朝鮮民事令第二一條に依れば、凡べての合議裁判所に於て、其の許可を得て、當事者は辯護士に非ざる者を訴訟代理人と爲すことを許される。

第三章 訴 訟 費 用

訴訟費用に關しては、日民訴法と同じく第一節訴訟費用ノ負擔・第二節訴訟費用ノ擔保・第三節訴訟上ノ救助・の三節に分ち、第八七條乃至第一二四條に其の規定を設くる。日民訴法と異なる點を擧ぐれば、次の如くである。

(一) 原告の參加人に對する訴訟費用の擔保提供の命令 原告が滿洲國に住所・事務所及營業所を有せざるときは、日民訴

法と同じく被告の申立に依り、裁定を以て原告に訴訟費用の擔保を供すべきことを命ずるのであるが^(一〇五條一項)、此の規定は、原告の爲め參加を爲したる者が、滿洲國に住所・事務所及營業所を有せざる場合に準用せられる^(一〇六條)。尤も請求の一部に付き争なき場合に於て、其の額が擔保に充分なるときは、原告の擔保供與義務を免除するのであるが^(一〇五條一項)、參加人に付ては此の規定の準用なく、從て其の免除を受けない。

(二) 保證人に依る擔保　訴訟費用の擔保を供するには、金錢又は法院が相當と認むる有價證券を供託して、之れを爲すを以て原則とすること、日民訴法と同じきも^(日民訴一一條一項)、擔保を供すべき者が斯かる擔保を供すること能はざるときは、法院は、滿洲國に普通裁判籍を有する資力ある者の保證を以て、之れに代ふることを許すことが出来る。この場合の保證は、保證書を法院に提出して之れを爲すべきものとする^(同條二項)。この保證人は、其の保證金額に付き、連帶保證人と同一の責任を負擔する^(一一二條二項)。

(三) 受救權の濫用に對する制裁　當事者が虚偽の事實を述べ訴訟救助を受けたるときは、法院は裁定を以て其の者を三百圓以下の過料に處する^(一一三條)。舊民訴條例第一三七條にも、之れと同一趣旨の規定が存し、夫れを踏襲したものであつて、滿洲國の現状としては必要なのであらう。

第四章 訴 訟 手 続

本章は第一節送達・第二節期日及期間・第三節訴訟手續ノ中斷及中止・の三節に分たれる。日民訴法と異なり、口頭辯論並に裁判の規定は、地方法院の訴訟手續の規定に移されてゐる。日民訴法と規定を異にする點を擧ぐれば、次の如くである。

I 送 達

(一) 送達の相手方 當事者が訴訟代理人に依りて訴訟を爲すときは、送達は之れを訴訟代理人に爲すものとする(一三三條)。この規定は、訴訟代理人を任設したる本人に對する送達を違法と爲すものか否か、規定のみに依りては明白でないが、この規定の存する故を以て、本人に對する送達を無効若くは違法ならしむべき理由に乏しい。さればこの規定は、訴訟代理人にも送達を爲し得る旨の規定と解するのが至當であらう。然らば本條は、立法理由書にも示さるゝが如く、當然の事項を規定したるに止まり、些か蛇足の感がある。

(二) 假住所届出の效力 當事者・法定代理人又は訴訟代理人が、受訴法院の所在地に於て送達を受くべき場所及び送達受取人を定め之れを届出たる場合には、其の届出は、當該法院のみならず同一の地域に在る各審級の法院に對し其の效力を有する(一三六條_{三項})。蓋しこの届出書は、當然訴訟記録に編綴せらるゝが

故に、審級を異にする毎に同一届出を重ねしむる無益の勞を省かんとするものであらう。この點、日民訴法と其の規定を異にするのみならず、尙、受訴法院の所在地に住所・居所・事務所又は營業所を有せざるにも拘らず、この届出を怠りたる場合に付き、日民訴法の如く其の者の住所其他送達吏に依り送達すべき場所に宛て、書留郵便に付して發送し得る旨の規定を缺く（日民訴一七〇條二項參照）。従てこの場合にも、法院は、送達吏に依り正規の手續を経て送達を爲さなければならない。

(三) 職權に依る公示送達　公示送達は、申立に依るの外、訴訟の遲滯を避くる爲め必要ありと認むるときは、審判官の許可を受け職權を以て公示送達を爲すことが出来る（一四五條二項）。滿民訴法公布の當時（昭和十二年）には、未だ日民訴法にもこの規定を存しなかつたが、翌十三年の改正に依り同一の規定が設けられたのである（日民訴一七八條二項參照）。

II 期日及び期間

(一) 期日の指定及び變更　期日の指定は、日及び時を定めて爲すものと規定する（一五〇條一項）。日民訴法にこの規定を存しないのは、蓋し當然なるが故である。次に期日の變更に關しては、日民訴法の規定が、衆議院に於ける第一五二條第四項の挿入に因り不徹底となれるに鑑み、期日は顯著なる事由の存する場合に限り之れを變更し得る旨を規定する。従て日民訴法に於けるが如く、最初の期日なるが故に相手方の同意あれば、顯著の事

由の存せざる場合にも、尙、其の變更を許すとは考へられない。但しその反面、其の後の期日であつても、顯著の事由あれば其の變更を許すべき趣旨が明かにせられてゐる。されば顯著なる事由の存するにも拘らず、期日變更の申立を却下したる場合には、夫れに對する不服の申立を許して然るべきであるが、期日の變更を許すと否とは法院の職權事項に屬するの故を以て、不服の申立を許さざるものとする（康德七・一二・二七、最高法院民事第二庭裁定滿洲最高法院民事判決例五卷五號二二八頁）。尙又、夫れが口頭辯論追完の申立（一五七條）の事由と爲り得るか問題であるが、條文の解釋としては、否定的結論を採る外ないであらう（一）。

（一） 尤も其の顯著なる事由に依る期日の不出頭が、其の者の責に歸すべからざる事由に因る不出頭と認めらるゝときは、素より夫れは口頭辯論追完の申立となるであらう。

（二） 不變期間の追完 當事者が其の責に歸すべからざる事由に因り不變期間内に爲すべき訴訟行爲（例、上訴）を爲すこと能はざりし場合に於ては、其の追完を許すこと日民訴法と同じい（一五六條）（一）。而してこの追完の申立は、右事由の止みたる後二週間以内に之れを爲すべきものと規定し、日民訴法に比し其の期間を延長したばかりでなく、尙、この期間を以て不變期間と爲すが故に（一五九條三項）、再びこの期間を徒過した場合にも、日民訴法に於けると異なり、其の追完が許される。

（三） 但し判例は、控訴期間經過後に控訴を提起し、控訴却下の裁判ありたる後に於ては、「控訴期間ノ懈怠カ當事者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リタルコ

トヲ理由トシテ更ニ控訴提起ヲ追完スルコトヲ得サルモノトス」といふてゐる（康德六・九・二〇、最高法院民事第一庭判決、滿洲最高法院民事判決例四卷九號、四〇五頁）。

（三） 口頭辯論の追完 當事者の一方が口頭辯論の期日に闕席したるときは、其の者に付ては書面審理に依り訴訟資料を蒐集し得べく（二〇五條）、又、雙方闕席の場合には、職權を以て新时期を指定し、其の新时期若くは其の後の期日に再び當事者の雙方が闕席するときは、訴の取下ありたるものと看做されるが（（上訴審に於ては控訴の取下）
（三五五條二項・四〇六條））、これ等の場合、闕席當事者は其の責に歸すべからざる事由に依り當該期日に於て口頭辯論を爲すこと能はざりし旨を事由として、其の追完の申立を爲すことが出来る（（一五七條二項））^(一)。尙、闕席の儘判決の言渡ありたる場合には、其の判決に對し敗訴當事者より上訴を爲し得るのであるが、この追完の申立ありたるときは、其の申立が却下せられ若くは取下られたる後でなければ、上訴を爲し得ない（同條二項）。蓋し訴訟手續の進行が二途に岐れることを防止せんとするにある。

（一） 朝鮮民事令は、この場合を期日指定の申立として規定してゐる（同二九條三項）。

この追完の申立は、申立の趣旨及び理由を具し口頭辯論を爲すべき法院に、その事由の止みたる後二週間以内に之れを爲すことを要する（（一五八條一項）
（一五九條））。而して法院が、追完の申立を不當と認むるときは裁定を以て之れを却下すべく（（一五八條二項））、反之、其の申立を相當と認むるときは口頭辯論を再開し、改めて判決を爲

すものとする(三一六條參照)。

III 訴訟手續の中斷及び中止

滿洲國には信託法が制定せられてゐないが爲め、受託者の信託の任務の終了したる場合に於ける訴訟手續の中斷竝に受繼に關する規定を缺く(日民訴二一條參照)。其の他は、全く日民訴法と規定を同じくする。

第二編 第一審の訴訟手續

第一章 地方法院の訴訟手續

本章は、第一節訴ノ提起及變更、第二節口頭辯論、第三節證據、第四節裁判、第五節和解、第六節訴ノ取下の六節に分たれる。口頭辯論と裁判とに關する規定をば、總則編より地方法院の第一審訴訟手續中に移し、和解竝に訴の取下に付き獨立の節を設けたこと前述の如くである。

I 訴の提起及び變更

日民訴法が第一節訴(二三三條乃至二四一條)として規定する處を、滿民訴法は、第一節訴ノ提起及變更と題して規定する。而して滿民訴

法は、訴の取下に付き獨立の節を設けたが爲め、訴の取下に關する日民訴法第二三六條乃至第二三八條竝に第二四一條に該當する規定をば其の節に移したが、其の他の規定は、日民訴法と全く同じである。唯、訴の變更に關する日民訴法第二三二條には「原告ハ……請求又ハ請求ノ原因ヲ變更スルコトヲ得」とあるも、この規定は、訴狀に記載せらるべき「請求の趣旨又は原因」の變更を意味するものなることに付ては殆ど異論の餘地はない(一)。其の故に、同條に該當する滿民訴法第一八三條は「原告ハ……請求ノ趣旨又ハ原因ヲ變更スルコトヲ得」と規定してゐる。蓋し至當である。

(一) 拙著、前掲評釋一五八頁註一。講義案中卷二五七頁以下參照。

II 口頭辯論

第二節口頭辯論は、日民訴法が總則編中に置きたる條文を爰に移し、準備書面に關する條文と合併せしことを除けば、其の規定する處、日民訴法と甚しき相違を存しない。その異なる主なる點を擧ぐれば、次の如くである。

(一) 譯文添附の省略 外國語を以て作りたる文書には、日民訴法は、その譯文の添附を強制するも(日民訴二、四六條)、滿民訴法は、斯かる強制的規定を設けてゐない。蓋し滿洲國にては、民國語の外、日本語、日本文も官用せられ、尙、蒙古語其の他地方語も使用せられてゐるのであつて、國語と外國語との限界が曖昧である。この爲め訴訟書類に譯文添附を必要とするか否かを、

實際手續上の問題に残したのである。

(二) 代人の出頭 法院は、訴訟關係を明瞭ならしむる爲め、當事者本人又は其の法定代理人の出頭を命じ得ること、日民訴訟法に於けると同様であるが^(一九九條一項一號)、滿洲國の特別事情に鑑みて、この命を受けたる當事者本人又は其の法定代理人は、法院の許可を受け、自己に代る事情を熟知せる者を出頭せしめ得る旨を規定する(同條二項)。この場合、代人の陳述を以て直ちに本人の陳述と看做し得るか問題であるが、訴訟手續の圓滑なる進行の爲めには、其の者の陳述を以て本人の陳述と看做す外ないであらう。起草者としても、其の考へであつたものゝ如くである。

(三) 擬制自白 當事者が、口頭辯論に於て相手方の主張したる事實を明らかに争はざるときは、その事實を自白したるものと看做すこと、日民訴訟法に於けると同様であるが^(二〇七條一項)、當事者の一方が口頭辯論期日に出頭せざるが爲め、之れを争はざる場合にも、尙、この規定に依り自白を擬制し得るか、純理論としては議論の餘地がある(一)。仍て滿民訴訟法は、この擬制自白の規定をば、「當事者カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セス又ハ出頭スルモ辯論ヲ爲サザル場合ニ之ヲ準用ス」る旨を定むる(同條三項)。

(一) 拙著、前掲評釋二五五頁以下参照。

(四) 當事者雙方再度不出頭の場合の處置 當事者雙方が、口頭辯論の期日に出頭せず、又は出頭するも辯論を爲さずして退庭したる場合、日民訴訟法に於けると異なり、職權に依り期日

を指定すべきものとなし、「審判官ハ新期日ヲ定メ當事者雙方ヲ呼出スコトヲ要ス」と規定する(二〇八條一項)。併し斯くして指定せられたる新期日又は其の後の期日に、再度、當事者雙方が出頭せず、又は辯論を爲さずして退庭したるときは、訴の取下ありたるものと看做す(同條二項) (一)。尙、夫れが上訴審なれば、上訴の取下ありしものと看做される(三五五條二項、四〇六條)。この點、日民訴法と異なり、朝鮮民事令第二九條に倣ふたものである。この當事者雙方の再度闕席に因る訴又は上訴取下の效力は、法律の規定に因り當然生ずるのであつて、當事者が期日前に準備書面を提出したると否とを問はない。又、其の結果に付き、之れを當事者に告知する必要もない(康德七・一〇・八、最高法院涉外庭裁定、滿洲國最高法院民事判決例五卷六號二四五頁)。但し其の不出頭が、當事者の責に歸すべからざる事由に因る場合には、口頭辯論の追完の申立を爲し得ること、既述の如くである(一五七・一五八條)。

(一) この制度に付ては、加藤令造氏、民事訴訟法第二百八條に關する考察(法曹雜誌六卷一〇號)に詳細なる研究がある。

(五) 書面審理に依る判決 判決手續に付ては、日民訴法と同じく口頭辯論主義を以て原則となし、特殊なる場合に限り、口頭辯論を経ずして判決を爲すことをば認めてゐるのであるが(一一三條一項・三三三・三九一條等)(一)、尙、一般に當事者雙方に異議なき場合には、口頭辯論を経ずして書面審理に依り判決を爲し得べきことを規定する(二〇九條)(二)。この場合には、法院は、期間を定め

て書面を以て陳述すべきことを、當事者に命ずることが出来る(同條)。

- (一) 起草原案としては、滿洲國の國土尠大なるに鑑み、當事者不出頭の場合には、職權を以て書面審理を爲す規定を設けた由であるが、起草關係者間に異論もあり、且つ新たな試みとして立法技術的困難も加はり、確定案にては削除せられた由である。
- (二) 更に上告審にては、當事者の異議の有無に拘らず、口頭辯論を経ずして判決を爲すことが出来る(四一一條)。

(六) 調書 速記に依る記録の作成は、滿民訴法に於て認めてゐない。其の他調書に關する規定は、日民訴法と全く同じ。

III 證據及び證據調手續

證據に關しては、日民訴法と殆ど同一なる規定を設くる。即ち第一款總則(二二三條乃至二二三條)に續き、各個の證據を第二款證人訊問(二三三條乃至二五九條)、第三款鑑定(二六〇條乃至二六九條)、第四款書證(二七〇條乃至二九〇條)、第五款檢證(二九一條乃至二九三條)、第六款當事者訊問(二九四條乃至三〇〇條)に分ちて規定する。其の異なる主なる點を舉ぐれば次の如し。

(一) 總則 滿民訴法は、疏明に關し即時に取調ぶることを得べき證據に依りて爲すべき旨を規定するに止まり(二二二條)、日民訴法の如く、疏明に代る宣誓若くは保證金供託の規定を設けてゐない(日民訴二六七條三・三項、二六八乃至二七〇條參照)。又、受託審判官が、證據調に關し裁判を爲すべき場合に於て相當と認むるときは、自ら其の裁判を爲さずして、受訴法院に對し其の裁判を爲すべきことを請求し得べきものとしてゐる(二三〇條三項)。この規定は、日民訴法に

存しないが、蓋し實際上の便宜を慮つたものであらう。

(二) 證人訊問 證人の呼出状には訊問事項の要領を添附すべきこと、日民訴法に於けると同一であるが^(三三七條二項二號)、しかし法院が相當と認むるときは、呼出状にこの要領の記載を省略し得るものとしてある。次に證人の不出頭、證言又は宣誓拒絶に對する制裁は、三百圓以下の過料であつて、日民訴法に比し低額である^(三三八・三四五條)。又、證人が宣誓書に署名すること能はざる場合には、法院書記官が代書すべき旨を規定する^(二四九條一項)。これ等は、孰れも滿洲國の特殊事情に基く規定である。

(三) 當事者訊問 舊民事訴訟條例は、ドイツ民訴法に倣ひ、當事者訊問の規定を存しなかつたのであるが、滿民訴法は、範を日民訴法に採り、當事者訊問の規定を設くる。

IV 裁 判

裁判に關し、日民訴法と異なる主なる點を擧ぐれば、次の如くである。

(一) 裁判の種類 滿民訴法は、裁判を分ちて「判決」と「裁定」と爲す。「判決」は原則として必要的口頭辯論に基き、「訴訟」に付きて爲す法院の裁判を指稱し、之れを終局判決と中間判決とに分つこと、日民訴法と同じ^(一八八・三三一條)。又、「裁定」とは、法院が任意的口頭辯論若くは書面審理に依りて爲す裁判、即ち日民訴法に於ける「決定」に該當する裁判をいふのであるが^(三三四條一項)、尙、日民訴法の「命令」に該當する裁判をも、之れ

に包含せしむる。この裁定を爲すに當り口頭辯論を爲さざる場合に於ては、法院は當事者の外、其の利害關係人をも審訊し得る（同條二項）。

斯く滿民訴法が、「裁判」を「判決」と「裁定」とに二分し、日民訴法の「決定」に當るものと「命令」に當るものとの二種を認めたのは、舊民訴條例が、裁判を分ちて「判決」と「裁決」とに爲せるに倣へるものである（舊民訴條例二六一條以下參照）。しかし日民訴法の「決定」と「命令」とは、本質的にも手續上にも著しき相異があり、全體的構成に於て日民訴法に遵ひながら、この點にのみ舊民訴條例に倣ひ、この兩者を合併せることは無理であつた。その爲め無用の混亂と規定の曖昧とを招いてゐる。例へば審判長、受命若くは受託審判官の爲す裁判は、「裁定」の形式を以て爲されなければならないが、其の旨の規定が見當らない。又、當事者其他の關係人の審訊に關する第二三四條は、審判長、受命若くは受託審判官が裁定を爲す場合に準用せられて然るべきであるが、其の準用規定を缺く。

(二) 口頭辯論追完の場合に於ける裁判 滿洲國民訴法は、當事者が其の責に歸すべからざる事由に因り口頭辯論を爲すこと能はざりし場合に於て、其の追完の申立を許すことは既に述べた（二五七條）。而してこの追完の申立ありたる場合、新口頭辯論に基き言渡すべき判決が、前に言渡したる判決と符合するときは之れを維持し、符合せざるときは之れを取消すべきものと

する(三一六條)。而して前判決を取消す場合には、改めて訴訟の總費用に付き裁判を爲すべきものとする(三二五條)。要之、我が舊民訴法に存したる關席判決の制度(日舊民訴二四六條乃至二六五條)(一)に制限と變更とを加へて復活せしめしものと看ることが出来る(二)。

(一) 朝鮮民事令第三四條は、地方法院に於て判事單獨にて裁判を爲す事件に付き、この關席判決の制度を存置する。

(二) 關席判決は、常に關席當事者敗訴の判決であつて、關席當事者より適法なる故障の申立あるときは、訴訟は關席前の程度に復し(日舊民訴二六〇條)、其の故障の申立には、其の者に懈怠なかりしことを事由とする必要がない。しかしこの口頭辯論追完の申立を爲すには、當事者の不出頭が其の者の責に歸すべからざる事由に基くことを必要とする。但し不出頭の當事者が勝訴するならば、素よりこの申立を爲す必要はない。

(三) 假執行宣言の追完 滿民訴法は、假執行に關する裁判を脱漏したる場合に付き、判決補充の規定を準用し、申立に因り又は職權を以て、其の裁判を補充し得べきことを規定する(三二八條)。この點日民訴法に其の規定を缺き、ドイツ民訴法に倣へるものである(獨民訴七一六條・三二一條)。

(四) 裁定の告知 裁定は告知に因りてその效力を生ずること、日民訴法に於けると同じ(三三五條一項)。しかし其の告知の方法に付ては、日民訴法よりも丁重なる規定を設け、其の告知に因り不服申立の期間(不變期間)の進行を開始すべきものに付ては、特に判決と同じく送達の方法に依り告知すべきものと定むる(同二項)。而して其の他の裁定の告知には、日民訴法と同じく相當と認むる方法を以て爲すことを許す(同條三項)。

滿民訴法は、日民訴法に依れば判決を爲すべき事項に付ても裁定を以て裁判を爲すべき旨を規定する場合があります(例、^三_{六二條})、裁定に付ても、慎重なる態度の下に、夫れに因り不變期間の進行を開始すべき場合には、判決と同じく送達の方法に依るべきものと爲したのである。而かも其の送達に付ても、當事者又は其の代理人が、法院の所在地に送達を受くべき場所及び送達受取人を定めざる場合にも、日民訴法に於けるが如く郵便に付する送達を爲すことなく、前述の如く其の者の住所・居所又は事務所・營業所に於て、正規の手續の下に送達吏に依る送達を爲すべきものとする。これ等の點、日民訴法に比し慎重萬全の策を採れることが見受けられる。蓋し至當である。

(五) 請求の拋棄・認諾の場合の手續 滿民訴法は、日民訴法に於けると異なり、請求の拋棄若くは認諾ありたる場合、其の旨の調書を作成するの外(^二_{二二條})、尙、請求の拋棄なれば原告の請求棄却の判決を爲し、又、請求の認諾なれば被告敗訴の判決を爲すべきものとする(三二五條)。この點、ドイツ民訴法に倣へるものである(^{獨民訴}_三)。しかし他方、裁判上の和解成立の場合には、後述の如く日民訴法と同じく、調書の作成に依り訴訟手續を終了せしめ、且つ其の調書記載に確定判決と同一の效力を有せしむるのであつて(三四一條)、彼此手續上の均衡を失する。惟ふに裁判上の和解の場合には、その和解の内容が和解調書に於て明白とせられるが、請求の拋棄若くは認諾の場合には、調

書には單に請求の拋棄若くは認諾のありたる旨の記載のみが爲され、其の如何なる請求に付て爲されたるか、記録に付て看る外なき場合を存し得る。その爲め、後に於て争の生ずるを避けんとしたものである。而してこの場合の判決に付き、別段の規定を存しないが故に、判決に關する一般規定(三二一條)に従ひ作成せられなければならぬ。但し争點竝に理由は、記載すべき事項を缺く。兎に角、判決に依り、如何なる請求に付き認諾若くは拋棄ありたるかを明かならしむべきものとする。

(六) 和解竝に訴の取下 滿民訴法は、和解竝に訴の取下に付き、獨立の節を設くること前述の如くである。而して其の規定は、日民訴法の夫れと全く同一であるが、唯、訴の取下に付ては、相手方の同意に關し、當時の日民訴法第二三六條に倣へるが爲め(三四二條一項)、其の同意は、昭和十三年の改正以前の日民訴法に於けると同じく、訴の取下の成立要件となつてゐる。

第二章 區法院の訴訟手續

區法院の訴訟手續には、別段の規定ある場合を除く外、地方法院の訴訟手續の規定を準用すること、日民訴法に於けると同じ(三四五條)。以下區法院に於ける訴訟手續に關し日民訴法の規定と異なる點を掲ぐる。

(一) 中間確認の訴提起の場合に於ける事件の移送 被告が

地方法院の管轄に屬する請求に付き反訴を提起したる場合、相手方の申立あるときは、裁定を以て本訴及び反訴を地方法院に移送すべきこと、而して移送の裁定に對しては、不服を申立て得ざること、日民訴法に於けると同じであるが^(三四八條三項)、尙、この規定を、訴訟の進行中、原告若くは被告が中間確認の訴を提起したる場合に準用し、其の確認判決の請求が地方法院の管轄に屬する場合には、本訴と共に地方法院に移送すべきものとする(同條三項)。

(二) 判決に於ける事實及び理由の記載 區法院の判決には、事實及理由を記載するに當り、請求の趣旨及び原因の要旨、其の原因の有無竝に請求を排斥する理由たる抗辯の要旨を表示するを以て足ること、日民訴法に於けると同じい^(三五〇條一項)。しかし相殺の爲め主張したる請求の成立又は不成立の判断は、判決に記載しなければならぬ(同條二項)。

(三) 其の他 滿民訴法に依れば、參加の申出は、書面の提出に依りて爲すことゝせられてゐるが^(六三條一項)、區法院の訴訟手續に於ては、特に口頭に依る訴訟參加の申出が許される^(三四六條二項)。又、區法院の事件に付ては、前述の如く調停法^(康德四年勅令第三三八號)の規定に依り、宏く起訴前の調停手續が行はれてゐるが爲め、日民訴法第三五六條に該當する起訴前の和解手續に關する規定を缺く。

序ながら滿洲國司法當局は、地方法院の管轄に屬する事件に

付ても、起訴前の調停手續を設くべく目下立案中とのことである。

第三編 上 訴

第一章 控 訴

控訴に關する規定中、日民訴法と異なる點を擧ぐれば、凡そ次の如くである。

I 控訴の制限

滿民訴法は、日民訴法と異なり無制約的に控訴の提起を許さず、「財産權ニ基ク判決ニ對シテハ控訴ニ依リテ受クベキ利益ノ價額カ五十圓ヲ超過セサルトキ」は控訴を爲し得ざるものとする（三五二條二項）。この價額は控訴の時を標準として之れを定め、控訴審に於て擴張したる請求の價額は之れに算入しない。又、其の算定は、訴訟の目的の價額算定の方法に従ふ（同條二項以下・二三條）。

控訴の制限は、現行日民訴法改正案にも存したのであるが（改正法案三六一條）、衆議院に於て削除せられた。元來、控訴の制限は、夫れ自體問題であるばかりでなく、殊に上訴に依りて受くべき利益の程度に依り上訴を制限することは好ましくない。夫れは價額

の低い事件をして、より低き権利保護を以て満足せしむべき理由を見出し得ないと云ふことの外、上訴の制限せられたる事件に付ては、上訴の許される事件に比し原審に於ける一層周到なる審理を必要とするにも拘らず、實際に於ては、上級審に於て判決の内容を検討せらるゝ虞なきが爲め、却て其の審理が疎漏に流れるといふ弊が豫想せられる。上訴を制限するドイツ民訴法の下に於て、既に斯かる現象が見受けられるのである(一)。

- (一) 民事司法の疾患(司法資料二一九號)三四頁。拙著前掲、訴訟法學の體系二一五頁。拙稿、民事訴訟改革の理論と其の方法、民商法誌一三卷二號二一九頁参照。

ともあれ滿洲國の現状としては、三審級制度を完全に保持すべき必要と理由とに乏しい。而して夫れに制限を設けるとすれば、上訴利益の多寡に因り制限することが技術的に最も簡便であることに疑ひはない。この意味に於て、前掲滿民訴法の採れる控訴の制限は、妥當のものと認められなければならない(二)。

- (二) 制度は其の國の文化の程度を反映する。滿民訴法として是認せらるゝ處のものも、其の儘、日民訴法の規定として妥當するものとは限られない。技術的に相當の困難を伴ふも、日民訴法としては、控訴制限よりも上告制限に重點を置くべきものと考へる(拙著前掲、訴訟法學の體系二一八、二七二頁以下。拙稿前掲、民商法誌一三卷二號二二一頁、四號五六六頁以下参照)。

II 控 訴 期 間

控訴は、日舊民訴法に於けるが如く、判決の送達ありたる日より三十日以内に提起すべきものとする(三五八條一項)。現行日民訴法は、訴訟促進の要求に押されて控訴期間を僅か二週間に短縮し

(日民訴三
六六條)、その爲め却て控訴事件數を増加せしめ、逆効果をも生じた。滿洲國の現状より見て之れを延長したのは至當であらう。更に舊日民訴法に存したるが如き、里程猶豫の規定を設けることが適當であつたとも考へられる。

控訴の提起は、日民訴法と同じく控訴狀を第一審法院又は控訴法院に提出して之れを爲すのであるが(三五九
條一項)、區法院の判決に對する控訴は、口頭を以て提起することが許される(三六一條)。區法院事件は、その控訴審に於ても特別簡易手續に依らしむるが至當であつて、日民訴法が夫れを地方裁判所事件と同一手續に依らしめてゐるのは妥當と云ひ難い。滿民訴法が、區法院事件の口頭に依る控訴の提起を許したのは、些細の事柄であるが、よき着眼であつた。望蜀の感あるも、尙、夫れ以外にも簡易手續が考慮せられて然るべきであつた。

III 期間經過後の控訴提起

控訴狀の提出あるも、必要的記載事項(三五九
條一項)を欠缺する場合、所定の印紙を貼用せざる場合竝に控訴狀の送達を爲し得ざる場合には、控訴提起の要件を具備せざるものとして、訴狀に起訴要件を具備せざる場合の處置に關する規定(一七九條)を之れに準用して其の補正を命じ、而して夫れが遂に補正せられざるときには、裁定を以て控訴狀を却下する(三六四條)。この點、日民訴法に於けると同じ。然るに滿民訴法は、更に「第一審法院へ提起シタル控訴ガ控訴期間經過後ニ爲サレタルモノナルト

キハ第一審法院ニ於テ裁定ヲ以テ之ヲ却下ス」る旨を規定する(三六二條)。

これは日民訴法に存しない規定であつて、恐らく第一審裁判所は控訴事件に付き裁判權を有しないが故に、訴訟手續上の裁判として、裁定に依る控訴の却下を規定したのであらう。舊民訴條例第五百四條を踏襲したものである。しかし判決の申立てる控訴を、判決に依らずして裁定を以て却下せしむることは、裁判を判決と裁定とに分つ機構を紊るものであり、殊に「不適法ナル控訴ニシテ其ノ欠缺ガ補正スルコト能ハサルモノナル場合ニ於テハ口頭辯論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得」(三九一條)との規定とも權衡を失する。惟ふに控訴期間經過後の控訴は、夫れが第一審法院に提起せられると、又、控訴院に提起せられたるとを問はず、殊更に判決を以て却下する必要もないであらう。然らば控訴期間經過後に提起せられし控訴は、控訴提起の要件を缺くものとして、控訴狀却下の裁定を爲すべきものとするならば、理論も一貫し、制度としても整備したと考へられる。

IV 準備手續

滿洲國法院組織法に依れば、地方法院事件に付ても、第一審は單獨審判官に依り審理判決せられるのであるから(同七條)、一審では準備手續が行はれない。従て準備手續に關する規定は、控訴審の手續規定中に設けられてある(三七七條乃至三八五條)。而して夫れ

は日民訴法に於けるが如く、凡ての事件に付き原則的に準備手續を爲すのではなく、法院が相當と認むる場合、訴訟の全部若くは一部又は或る争點のみに付き、受命審判官に依る準備手續を命じ得るものと規定する（三七七條）。

尙又、當事者雙方が準備期日に出頭せざるときは、受命審判官は新期日を定め、當事者雙方を呼出さなければならぬ（三八二條二項三〇條）。この點、口頭辯論に於けると同じ。而して當事者雙方が、其の新期日又は其の後の期日に出頭せざるときは、控訴の取下ありたるものと看做される（同條）（一）。

- （一） 當事者雙方の再度の不出頭に依り控訴の取下ありと看做さるゝには、雙方が再び準備期日に缺席したる場合に限られる。準備手續の終了後、口頭辯論期日に當事者雙方が再び出頭せざるも、控訴の取下ありと看做すべきではない（昭七・六・一四、朝鮮高等法院民事部判決、朝鮮高等法院判決録第一九卷一四〇頁參照）。

以上の外、日民訴法の規定と全く同じい。

V 時機に後れたる攻撃・防禦の方法

「當事者カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ時機ニ後レテ提出シタル攻撃又ハ防禦ノ方法」に付ては、日民訴法と同じく第一審訴訟手續中に於て、其の却下の規定を設けてゐる（二〇六條）。而してこの規定は當然控訴審の訴訟手續に準用せられるが（三七六條）、其の準用の結果に付ては異説が存し得る。我が大審院の判例は、「控訴審ニ於テ提出シタル攻撃防禦ノ方法カ時機ニ後レタルヤ否ハ第一審以來ノ訴訟ノ經過ニ基キテ之ヲ判斷スヘキモノト

ス」(昭八・二・七、大民五判)と云ふも、この判例の背後に於て、控訴審の機能に對する見解の分岐が存する(一)。滿民訴法は、この點に付き解釋の基準を與ふべく、控訴審の爲め別に規定を設け、「當事者カ提出シタル攻撃又ハ防禦ノ方法ニシテ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第一審ニ於テ提出セサリシモノハ之カ爲訴訟ノ完結ヲ遅延セシムヘキモノト認ムルトキハ法院ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ却下ノ裁定ヲ爲スコトヲ得」(三七三條)と規定する。この場合、訴訟の完結を遅延せしむるものと認むべきか否かは、控訴審の審理を基準として判斷すべきものであらう。控訴審に於ける審理の簡捷と云ふ立場からは、蓋し妥當の規定と云ふべきである。

(一) 拙著、判例民事訴訟研究一卷二〇事件二四六頁以下參照。

VI 當事者雙方不出頭の場合の處置

當事者の雙方が出頭せざる場合には、夫れが準備手續であると、又、口頭辯論であるとを問はず、新期日を定め當事者雙方を呼出すべきこと第一審に於けると同じ(三七六條)。而して斯くして定められた新期日又は其の後の期日に、再び當事者雙方が缺席したるときは、訴の取下に非ずして控訴の取下ありたるものと看做される(三五五條二項・三八・三條二項・二〇八條)。

VII 審判長、受命審判官竝に陪席審判官の職務規定

第一審は單獨審判官に依りて審理せらるゝが爲め、審判長、受命審判官若くは陪席審判官に關する規定は、控訴審の手續規

定中に設けられてある。即ち控訴審に於ては、第一審訴訟手續に於ける審判官の職務は、審判長之れを行ふものとし(三八六條一項)、尙、受命審判官をして其の職務を行はしむべき場合に於ては、審判長に於て其の審判官を指定する(同條二項)。其の他、受命審判官竝に陪席審判官の口頭辯論若くは證據調に於ける職務に關しては、第三八七條乃至第三九〇條に規定せられてある。日民訴訟法と其の規定場所を異にするに止まり、内容に於て同じい。

第二章 上 告

上告に關する規定中、日民訴訟法と異なる點を摘記すれば、次の如くである。

I 上告の制限

上告に付ても控訴に於けると同じき制限が設けられる。即ち財産權に基く訴訟の判決に對しては、上告に因りて受くべき利益の價額が二百圓を超過せざるときは上告を爲すことを得ない(四〇三條一項)。而してこの價額の算定は、上告提起の時を標準として定むべきものとし、其の算定方法等に付ては、控訴審に於けると同じく訴訟の目的の價額算定の規定を準用する(同條二・三項、二二條、二三條)。

惟ふに上告では、上告利益の價額に依りて制限することは、斯かる方法に依り控訴を制限すること以上に好ましからざる結果が豫想せられる。上告制限の爲めには、上告理由に制限を設

くることが賢明と考へられるのであるが(一)、夫れも其の國の法律文化の程度と睨み合せての問題である。滿洲國の現状としては、簡單なる上告利益の價額に依る制限が、寧ろ實際的と云ふべきであらう。舊民訴條例に於ても、上告に付きこの種の制限が設けられてあつた(舊民訴條例五三一條)。

(一) 拙著前掲、訴訟法學の體系二七二頁以下。

拙稿前掲、民商法誌一三卷四號五六六頁以下參照。

II 上告審の手續

原法院の書記官より上告法院の書記官に對し訴訟記録の送付ありたる時は、日民訴法に於けると同じく、上告法院の書記官は其の旨を當事者に通知すべきものとする(四〇七條一項)。而して上告狀に上告の理由を記載せざるときは、この通知ありたる日より四十日以内(日民訴法は三十日(同三九八條))に上告理由書を提出することを要するが(四〇八條)、滿民訴法は、當事者の利益を慮り、この通知には通知書を送達すべきものと定むる(四〇七條二項)。

次に上告審の審理に付ては、舊民訴條例は原則として書面審理に依るべきものと規定した(同五四〇條參照)。滿民訴法は、之れと、一部書面審理を認むる日民訴法の規定とを折衷して、宏く書面審理を認め、「上告審ノ判決ハ口頭辯論ヲ經ズシテ之ヲ爲スコトヲ得」と規定する(四一一條)。上告審の審理簡捷といふ立場からは、是認せらるべきであらう。

III 高等法院に於ける上告事件

區法院事件の上告審は高等法院であるが(法院組織法三三條)、高等法院が上告審として事件の審理を爲したる場合、「法令ノ解釋ニ關シ其ノ法院若クハ他ノ高等法院又ハ最高法院ガ當テ上告審トシテ爲シタル判決ト意見ヲ異ニスルトキハ裁定ヲ以テ訴訟ヲ最高法院ニ移送スルコトヲ要ス」と規定する(四二〇條一項)。この移送の裁定には、不服申立を許す旨の規定を存しないが故に、當事者より不服を申立て得ざるものと解せられる。従て移送の裁定は其の告知に依りて直ちに確定し、事件は初めより最高法院に繫屬したものと看做され、書類は凡べて之れを最高法院の書記官に送付すべきものとする(四二〇條二項、三三條)。

區裁判所事件の上告審を控訴院と爲すことは、既に我が國に於ても司法制度改善案の一として提案せられてゐるのであつて(一)、問題は法令適用の統一の點に在る。これが對策として、判例に違背せる控訴院の上告審判決に對しては、再上告を許すといふ方法も考へられる。しかし法令の適用は裁判所の責任なのであるから、滿民訴法の如く、高等法院が自發的に事件を最高法院に移送する方法を執らしむることが、理論上正當であるばかりでなく、再上告に依る四審級の審理を防止することにもなり賢明といふべきであらう。尤も高等法院が判例を無視して上告判決を爲したる場合、當事者に不服申立の途を與ふべきか否かは問題であるが、この點に付き別段の規定を存しないが故に(二)、若し不服の申立を許すとすれば、夫れは再審の訴に

依らしむる外はない（四三〇條一項一號）。之れに關しては再審の訴に於て改めて検討するであらう。

- (一) 起草原案には、斯かる場合非常上告を許す規定を設けた由であるが、本文に述ぶる第四二〇條の規定を以て充分なりとする意見に制せられ、削除せられたとのことである。

第三章 抗 告

抗告に關しては、次の二點に於て異なる外、他は悉く日民訴法と規定を同一にする。

(一) 即時抗告期間を二週間とする（四二六條一項）。日民訴法は、前述せし如く訴訟促進の要求に押され、上訴期間を極端に短縮し、即時抗告期間を僅か一週間と爲したのであつた。滿民訴法が之れを二週間と爲せるは妥當である。舊民訴條例にては、抗告期間は十日であつた（同五五五條）。

(二) 異議申立の期間 受命審判官又は受託審判官の裁判に對し不服ある當事者は、受訴法院に異議の申立を爲し得ること、日民訴法に於けると同じ（四二三條）。但し日民訴法は、この異議の申立に付き何等期間の定めを爲してゐないが、滿民訴法は、即時抗告と同じく、裁判の告知ありたる日より二週間以内にこの異議の申立を爲すべきものと規定する（四二六條二項）。

第四編 再 審

再審に關し、日民訴法と規定を異にする點を擧ぐれば、次の如くである。

I 再 審 事 由

滿民訴法第四三〇條は、日民訴法第四二〇條の規定する再審事由の外に、更に次の事由を掲ぐる。

四 故意又ハ重大ナル過失ニ因リ公示送達ノ申立ヲ爲シ之ニ
因リ當事者が攻撃又ハ防禦ノ方法ヲ提出スルコトヲ妨ゲラ
レタルトキ

之れは日民訴法に存しない再審事由である。當事者が故意又は重大なる過失に因り、公示送達を爲すべき要件の具備せざる場合に其の申立を爲し公示送達が爲されたとしても、其の送達が不適法であることは論を俟たない。しかし日民訴法には、夫れを以て再審事由とする旨の明文なきが爲め、判例の態度が必ずしも一定してゐなかつた。解釋論としては否定する外ないであらう。しかし判決正本が當事者に適法に送達せられざるときは、之れに因り不變期間は其の進行を開始せず、従て當該判決の確定せざることは判例の認むる處であつて(一)、この關係は不適法なる公示送達の爲されたる場合にも同様でなければなら

ない。尤も斯く解する場合には、當事者としては再審の訴を提起するの必要なく、又、再審の訴に依り其の権利保護を求め得ないことになる(二)。しかし假令不適法であつても判決に付き公示送達手續が爲されたる場合には、實際の手續上には不變期間の経過に依り其の判決が確定したるものとして處理せられるのであるから、夫れを再審事由として、當事者に再審の訴の提起を許すことは、不必要なる手續上の紛争を避くるに利益がある(三)。滿民訴訟法が、之れを以て再審事由の一に掲げたことは、蓋し適切である。

(一) 昭和三年十二月二十七日大民一判決「裁判所カ言渡シタル闕席判決ノ正本ヲ當事者ニ非サル第三者カ當事者ノ氏名ヲ冒シ之ヲ受領セル場合ニ於テハ該闕席判決ハ結局未タ本人ニ適法ニ送達セラレサルニヨリ確定セサルモノト認ハサルヘカラス」(法律新報一七三號一三頁、最近判例集二輯五五三頁)。

(二) 再審の訴を許さざる判例として次の如きものがある。昭和二年二月三日大民一判決「前訴ニシテ果シテ上告人主張ノ如ク訴外人タル辻甚五郎カ擅ニ上告人ノ氏名ヲ冒用シ被上告人ニ對シ提起シタルモノナリトセンカカ爲上告人ハ素ヨリ當事者タル地位ヲ取得スルモノニアラサルヲ以テ其ノ間ニ言渡サレタル判決ノ效力ハ上告人ニ及フモノニアラサルコト言フ俟タサル所ナルニヨリ縱令該判決確定シタリトスルモ上告人ハ再審ノ訴ヲ提起スルノ要アルコトナキト同時ニ民事訴訟法上斯ノ如キ事實ヲ以テ再審ノ事由トナシタルコトナシ」(民集六卷一九頁)。

(三) 尙、公示送達ノ爲されし判決が下級審ノ判決であつた場合、「其ノ責ニ歸スヘカサル事由ニ因リ」不變期間を懈怠したるものと認めらるゝならば、上訴の追完をも爲し得るものと解して然るべきであらう(昭和九年十一月六日、朝鮮高等法院民事部判決、朝鮮高等法院判決録第二一卷四一七頁参照)。

次に從來問題となつたのは、大審院各部が、聯合部の審理に

依らずして判例に反する判決を爲した場合である。其の判決が裁構法第四九條に違背してゐることは明かであるが、夫れを以て「法律ニ從ヒテ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ」(日民訴四二〇條一項一號、滿民訴四三〇條一項一號)に該當し再審事由となると做すには、相當の困難がある。夫れは、之れを以て再審事由と爲すならば、再審の訴が激増し、確定判決の效力を不安定ならしむると云ふことの外、其の違反を以て再審事由と爲す判例の限界を定むることが、法理的にも技術的にも困難なる點にある。然るに滿洲國最高法院は、其の法院の發行にかゝる「最高法院判決例」に輯録せられし判決のみを判例と爲す見解の下に(一)、「最高法院カ聯合庭ノ審判ニ依ラスシテ最高法院判決例ニ輯録セラレタル判例ニ反スル裁判ヲ爲シタルトキハ民事訴訟法第四百三十條第一號ニ所謂法律ニ從ヒ判決法院ヲ構成セサリシトキニ當リ再審ヲ求メ得キ理由トナルモノトス」(康德六・七・一九、最高法院判決、)と判示した。英斷であると同時に、之れに依り判例の統一を愈々強化し得ることが期待せられる(二)。

(一) 最高法院判決例に輯録せられてあつても、所謂「傍論」(obiter dictum)に判例たる效力は認め難い。結局「判決ノ理由」(ratio decidendi)として判決要旨に掲げられたるものを判例と看なければならぬ。

(二) 之れに關聯して考へなければならぬことは、滿民訴法第四二〇條第一項に違背し、高等法院が上告審として「法令ノ解釋ニ關シ其ノ法院若ハ他ノ高等法院又ハ最高法院カ曾テ上告審トシテ爲シタル判決」と異なれる判決を爲した場合である。前記判例の趣旨に従ふならば、この場合にも最高法院判決例に輯録せられたる判例に反する場合に限り再審の訴の提起を認むべきであ

るが、判例統一の強化といふ立場から云へば、前記滿民法第四二〇條に違背せる高等法院の上告審判決には、凡て再審の訴の提起を許すことが合目的的と考へられる。但しこの場合にも、夫れは「判決ノ理由」に限定されなければならない。

II 日民法第四二一條に該當する規定の削除

滿民法草案第四三一條は、日民法第四二一條に該當し、「判決ノ基本タル裁判ニ付前條ニ定メタル事由アルトキハ其ノ裁判ニ對シ獨立ノ不服ノ方法ヲ定メタル場合ニ於テモ其ノ事由ヲ以テ判決ニ對スル再審ノ理由ト爲スコトヲ得」と規定してあつた。然るにこの規定は、確定案に於て削除せられた。

惟ふに右にいふ「判決ノ基本タル裁判」とは、具體的には判決手續に於て終局判決前に爲されたる裁判（中間判決、決定又は命令）のことであるが、これ等の裁判は夫れ自體としては確定しないのであるから、夫れに再審事由が存しても再審の訴を提起し得ないことは明らかである。しかしその裁判が終局判決の根據となる場合には終局判決夫れ自體に再審事由の存するものと看することが出来る（一）。この意味に於て本條を必要なしとして滿民法にては削除したものゝ如くである。しかし殊更に削除する必要もなかつたと考へる。

（一） 神谷氏、民事訴訟法原論（上訴以下）上册一七三頁参照。

III 不當なる再審の訴提起に對する制裁

滿民法は、不當なる再審の訴の提起を抑制すべく、「當事者又ハ其ノ代理人カ濫リニ再審ノ訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ

訴ヲ却下スル判決確定シタルトキハ法院ハ裁定ヲ以テ三百圓以下ノ過料ニ處ス」と規定する(四三九條二項)。この裁定に對しては即時抗告を爲し得る(同條二項)。尙、確定したる裁定に對し、不當なる準再審の申立を爲した場合にも、同一なる制裁が科せられる(同條三項)。

第五編 督促手續

督促手續に關しては、次の諸點以外に述ぶることはない。凡て日民訴法と其の規定を同じくする。

I 督促手續に依り得べき請求

督促手續に依り支拂命令を發し得べき請求は「金錢其ノ他ノ代替物又ハ有價證券ノ一定ノ數量ノ給付ヲ目的トスル請求」に限られること、日民訴法に於けると同じ(四四〇條)。而してこれ等請求に付き支拂命令を發するには、「滿洲國ニ於テ公示送達ニ依ラスシテ其ノ命令ノ送達ヲ爲し」し得ることを要件と爲すも(同條但書)、舊民訴條例第五九七條と異なり「申請者カ反對給付ヲ爲スコトヲ要ス」る場合を除外してゐない。因て申立人に於て反對給付を爲すに非ざれば其の請求を主張すること能はざる場合に於ても、尙、支拂命令の申立を爲し得るものと解せられる(立法

理由書第四四〇) (一)。
條下の説明参照)。

- (一) この點現行日民訴訟法に付ても同様である (同法省藏版、民事訴訟法改正調査委員會速記録八五五頁。細野博士、民事訴訟法要義第五卷七〇頁参照)。

II 異議申立期間

假執行の宣言を附したる支拂命令に對する異議申立期間は、該命令送達の日より三週間である(四五〇條一項)。日民訴訟法に比し一週間延長せられてある(日民訴四四〇條一項参照)。尙、この期間を以て不變期間と爲すこと、日民訴訟法に於けると同じ(四五〇條二項)。

結

語

滿洲國民事訴訟法の梗概以上の如くである。本稿の概説に依りても知り得る如く、滿洲國民事訴訟法は、大體に於て日本民事訴訟法を其の儘に受繼し、他方、彼の國の特殊事情に鑑み、又、舊民事訴訟條例を斟酌して、夫れに若干の變更を加へたものである。滿洲國の日本國に對する特殊關係を想ふならば、可及的日本法を其の儘に承繼し、已むを得ざる部分に付てのみ變更を加ふることが、滿洲國の立法態度として素より當然でなければならぬ。この意味に於て本法は、正しき立案・起草の根本方針に違つてゐる。唯、建國草創の際、治外法權撤廢を目指し

て法令整備の必要に迫られ、其の他の重要法令と共に短日月の間に制定・公布せられたが爲め、研究の足らざる處、條文整備の不充分なる點各所に散見せられる。しかし大體に於て満足すべき状態に於て條文化せられ、新興國の基本法典の一として恥かしからざる體裁と内容とを有つものといひ得る。

由來、訴訟なるものは、其の國の社會生活と密接なる關係を有つ。否、社會生活そのものなのであるから、他國の訴訟法を其の儘輸入したのでは實效を擧げ難い。訴訟の構造、訴訟主義等の基本問題に付き反省を加へ、其の反省が立法に表現せられなければならぬ。滿洲國に於て區法院事件に付ては、調停前置主義が執られ、又、訴訟審理の促進と上訴制限との爲めに立法上の考慮の拂はれてゐるのも、この反省考慮に基くものに外ならない。しかし其の細部に立入りて検討するならば、母法たる日本民事訴訟法よりの乖離が、必ずしも十二分の反省考慮に基き、一定方針の下に行はれたと看ることの出來ない處もある。又、無意味と思はるゝ修正なきにしも非ずである。民事訴訟は、民事紛争解決の最後の擔保なのであるから、彼の國に於て活躍する我が國民の權益保護といふ立場から、日本の民事訴訟制度を可及的其の原形に於て移植せらるゝといふことが、強く要望せられなければならない。又、夫れが滿洲國をして日本の踏み分け來りし道程を辿らしめ、眞に日滿不則不離の關係を具現せしむる所以なのでもある。

今後、滿洲國の司法制度整備に伴ひ、立法にまた訴訟の營爲に、滿洲國の特殊事情を考慮すべきの要求が愈々昂まるものと想はれる。しかし夫れなるが故に日本の法律制度と餘りに乖離することは、嚴に警戒せられなければならない。爰には訴訟制度に付てのみいふ。理論竝に實踐の兩側面に互り、日本民事訴訟法との聯關に細心の注意の拂はるべきことを敢て要望する。

(昭和一七・一・六脱稿)

日滿兩國民事訴訟法條文對照表

I 日滿民事訴訟法條文對照表

本表は、法學士呂永清君の作成したるものを、法學士飯山一司君に於て更に對照の上、私が若干の修正を加へたるものである。記して兩君の勞を謝す。

日	滿	日	滿	日	滿	日	滿
1	1	15 I	15 I	27	27	39 I	38 I
2 I	2 I	II	II	28	—	40本	II
	II	16	16	29	28	但	39
3	2 III	17	17	30	29	41	40
4 I	3 II	18	18	31	30	42	41
	II	19	19 I	32 I	31 I	43	42
	III	20	20	II	II	44	44
5	4	21	21	32 I	32 I	45前	45
6	6	22 I	22 I	II	II	後	—
7	7	II	II	34 I	33 I	46	46
8	8	23 I	23 I	II本	II本	47 I	47 I
9	9	II	II	II但	—	II	II
10	10	24 I 1	24 I 1	35	34	48	48
11	11	2	2	36	35	49	49
12 I	12 I	II	II	37 I	36 I	50	—
	II	25 I	25 I	II	II	51	50
13	13	II	II	38 I	37 I	52	51
14	14	26	26	II	II	53	52

日	滿	日	滿	日	滿	日	滿
54	53	69 II	67 II	85	83	103	100
55	54	70	68	86 I	84 I	104 I	101 I
56 I	55 I	71	69	II	II	II	II
II	II	72	70	87	85	105	102
III	III	73	71	88 I	86 I	106 I	104 I
IV	IV	74 I	72 I	II	II	II	II (強35)
57	56	II	II	89	87	107 I	105 I
58	57	III	III	90	89	II	II
59前	58 I	75	73	91	90	108	107
後	II	76 I	74 I	92	91	109	108
60	59	II	II	93 I	92 I	110 I	109 I
61	60	77 I	75 I	II	II	II	II
62 I	61 I	II	II	94	93	111	110
II	II	78	76	95	94	112本	111 I
III	III	79 I	77 I	96	95	113	112 I
63	——	II	II	97	96	114	113 I
64	62	80 I	78 I	98 I	103 I	115 I	114 I
65 I	63 I	II	II	II	II	II	II
II	II	III	III	III	III	III	III
III	III	81 I	79 I	99	88	IV	IV
66 I	64 I	II	II	100 I	97 I	116	115
II	II	III	III	II	II	117	116
67	65	82	80	III	III	118	117 I
68 I	66 I	83 I	81 I	101 I	98 I	119 I	118
II	II	II	II	II	II	II	117 II
69 I	67 I	84	82	102	99	120	119

日	滿	日	滿	日	滿	日	滿
121 I	120 I	134 III	202 III	152 I	149 I	169 II	135 II
II	II	135 I	203 I	II	II	170 I	136 I
122	121	II	II	III	III	II	——
123 I	122 I	136 I	339 I	153	150 II	III	II
II	II	II 340(387 I)		154	151	171 I	137
124	124	137	204	155	152	II	138
125 I 本	188	138	205	156 I	153 I	172	139
但	334 I	139 I	206 I	II	II	173	140
II	II	II	II	157	154	174 I	141 I
III	III	140 I	207 I	158 I	155 I	II	II
126 I	195 I	II	II	II	II	III	III
II	II	141	210	III	III	175	142
127 I	196 I	142	211	159 156(159 I)		176 I	143 I
II	388 I	143	212(390)	160	125	II	II
III	196 II	144	213	161 I	126 I	177	144
128	197	145	214	II	II	178 I	145 I
129	198(388 II)	146 I	215 I	162 I	127 I	II	III
130 I	386 II	II	II	II	II	179 I	146 I
II	232(339 II)	147	216	163	128	II	II
131 I	199 I	148	——	164 I	129 I	180 I	147 I
II	——	149 217(387 III)		II	II	II	II
III	199 II	150 I	218 I	165	130	181	148
132	200	II	II	166	134	182	310
133	201	III	III	167	131	183 I	311 I
134 I	202 I	151 I	219 I	168	132	II	II
II	II	II	II	169 I	135 I	184	312

日	滿	日	滿	日	滿	日	滿
185	313	198 II	329 II	217	168	233	184
186	314	III	III	218 I	169 I	234 I	185 I
187 I	317 I	199 I	330 I	II	II	II	II
II	II	II	II	219	170	III	III
188	318	200	331	220	171	235	186
189 I	319 I	201 I	332 I	221 I	172 I	236 I	342 I
II	II	II	II	II	II	II _本	II
190 I	320 I	III	III	222 I	173 I	II _但	382 II
II	II	202	333	II	II	III _本	342 III
191 I	321 I	203	315	223	174	III _但	382 I
II	II	204 I	335 I	224 I	175 I	IV	——
III	399	II	III	II	II	V	——
192	322	205	336	225	176	VI	——
193 I	323 I	206	337	226	177	237 I	243 I
II	II	207	338	227	178	II	II
194 I	324 I	208	160	228 I	179 I	238 208(282 III)	
II	——	209 I	161 I	II	II	239	187 I
III	II	II	II	III	III	240	187 II
195 I	325 I	210	162	IV	IV	241	344
II	II	211	——	229 I	180 I	242	189
III	III	212 I	163 I	II	II	243 I	190 I
196 I	326 I	II	II	230	181	II	II
II	II	213	164	231	182	244	191
III	III	214	165	232 I	183 I	245 I	192 I
197	327	215	166	II	II	II	II
198 I	329 I	216	167	III	III	246	193

日	滿	日	滿	日	滿	日	滿
247	194	266	231	287	248	306 I	265 I
248	——	267 I	222	288 I	249 I	II	II
249	377	II	——	II	II	III	III
250 I	378 I	III	——	III	III	307	266
II	II	268	——	289	250	308	267
251	379	269	——	290	251	309	268
252	380	270	——	291	252	310 I	269 I
253	381	271	233	292	253	II	II
254	383	272 I II	234	293	254	311	270
255 I	384 I	273	235	294	255	312	271
II	II	274	——	295	256	313	272
III	III	275	236	296	257	314 I	273 I
256	382 III (385)	276	237 I II	297	258	II	II
257	220	277	238	298	389	315	274
258 I	221 I	278 I	239 I	299 I	259 I	316	275
II	II	II	II	II	II	317	276
259	223	279	240	300本	230 I	318	277
260	224	280	241	但	259 III	319	278
261	225	281 I	242 I	(287 II)		320	279
262	226	II	II	301	260	321 I	280 I
263	227	282	243	302 I	261 I	II	II
264 I	228 I	283 I	244 I	II	II	322 I	281 I
II	II	II	II	303	262	II	II
265 I	229 I	284	245	304	263	III	III
(387 I)		285	246	305前	264 I	323 I	282 I
II	229 II	286	247	後	II	II	II

日	滿	日	滿	日	滿	日	滿
324	283	344 II	302 II	363 I	355 I	381 I	374 I
325	284 I	345 I	303 I	II	II	II	II
236	II	II	II	364	356	382	375
327	285	346 前	304 前	365 I	357 I	383	391
328 I	286 I	後	後	II	II	384 I	392 I
II	II	347	305	III	III	II	II
329 I	287 I	348	306	366 I	358 I	385	393
II	II	349	307	II	II	386	394
330	288	350	308	367 I	359 I	387	395
331 I	289 I	351	309	II	II	388	396
II	II	352	345	368	360	389 I	397 I
332	290	353	346 I	369 I	363 I	II	II
333	291	354	347	II	II	390	398
334	292	355 I	348 I	370	364	391	400
335 I	293 I	II	II	371	365	392	401
II	II	356	—	372	366	393 I	402 I
336	294	357 I	349 I	373	367	II	II
337	295	II	II	374	368	394	404
338	296	III	III	375	369	395 I	405
339 I	297 I	358	—	376 I	370 I	II	—
II	II	359	350	II	II	396	406
340	298	360 I	351 I	377 I	371 I	397	407 I
341	299	II	II	II	II	398	408
342	300	III	III	378	376	399	409
343	301	361	353	379	372	400	410
344 I	302 I	362	354	380	—	401	411

日	滿	日	滿	日	滿	日	滿
402	412	414	425	423	432	434 I	444 I
403	413	415 I	426 I	424 I	433 I	II	II
404	414	II	II	II	II	435	445
405	415	416 I	427 I	III	III	436	446
406	416	II	II	IV	IV	437	447
407 I	417 I	417 I	428 I	425	434	438 I	448 I
II	II	II	II	426	435	II	II
III	III	418 I	429 I	427 I	436 I	III	III
408	418	II	II	II	II	439	449
409	419	419	——	428	437	440 I	450 I
410	421	420 I	430 I	429	438	II	II
411	422	II	II	430	440	441	451
412 I	423 I	III	III	431	441	442 I	452 I
II	II	421	——	432	442	II	II
III	III	422 I	431 I	433 I	443 I	443	453
413	424	II	II	II	II		

II 滿日民事訴訟法條文對照表

滿	日	滿	日	滿	日	滿	日
1	1	3 I	4 II	5	——	9	9
2 I	2 I	II	I	6	6	10	10
II	II	III	III	7	7	11	11
III	3	4	5	8	8	12 I	12 I

滿	日	滿	日	滿	日	滿	日
12 II	12 II	31 II	32 II	50	51	66 I	68 I
13	13	32 I	33 I	51 I	52 I	II	II
14	14	II	II	II	II	67 I	69 I
15 I	15 I	33 I	34 I	52	53	II	II
II	II	II	II	53	54	68	70
16	16	34	35	54	55	69	71
17	17	35	36	55 I	56 I	70	72
18	18	36 I	37 I	II	II	71	73
19 I	19	II	II	III	III	72 I	74 I
II	—	37 I	38 I	IV	IV	II	II
20	20	II	II	56 I	57 I	III	III
21	21	38 I	39	II	II	73	75
22 I	22 I	II	40 本	57	58	74 I	76 I
II	II	III	—	58	59	II	II
23 I	23 I	39	40 但	59	60	75 I	77 I
II	II	40	41	60	61	II	II
24 I	24 I	41	42	61 I	62 I	76	78
II	II	42	43	II	II	77 I	79 I
25 I	25 I	43	—	III	III	II	II
II	II	44	44	62	64	78 I	80 I
26	26	45	45	63 I	65 I	II	II
27	27	46	46	II	II	III	III
28	29	47 I	47 I	III	III	79 I	81 I
29	30	II	II	64 I	66 I	II	II
30	31	48	48	II	II	III	III
31 I	32 I	49	49	65	67	80	82

滿	日	滿	日	滿	日	滿	日
81 I	83 I	100	103	114 III	115 III	133	—
II	II	101 I	104 I	IV	IV	134	166
82	84	II	II	115	116	135 I	169 I
83	85	102	105	116	117	II	II
84 I	86 I	103 I	98 I	117 I	118	136 I	170 I
II	II	II	II	II	119 II	II	III
85	87	III	III	118	119 I	III	—
86 I	88 I	104 I	106 I	119	120	137	171 I
II	II	II	II	120 I	121 I	138	II
87	89	105 I	107 I	II	II	139	172
88	99	II	II	121	122	140	173
89	90	106	—	122 I	123 I	141 I	174 I
90	91	107	108	II	II	II	II
91	92	108	109	123	—	III	III
92 I	93 I	109 I	110 I	124	124	142	175
II	II	II	II	125	160	143 I	176 I
93	94	110	111	126 I	161 I	II	II
94	95	111 I	112 本	II	II	144	177
95	96	II	—	127 I	162 I	145 I	178 I
96	97	III	—	II	II	II	II
97 I	100 I	112 I	113	128	163	III	III
II	II	II	—	129 I	164 I	146 I	179 I
III	III	113 I	114	II	II	II	II
98 I	101 I	II	—	130	165	147 I	180 I
II	II	114 I	115 I	131	167	II	II
99	102	II	II	132	168	148	181

滿	日	滿	日	滿	日	滿	日
149 I	152 I	163 I	212 I	180 II	229 II	197	128
II	II	II	II	181	230	198	129
III	III	164	213	182	231	199 I	131 I
IV	—	165	214	183 I	232 I	II	—
150 I	—	166	215	II	II	III	131 II
II	153	167	216	III	III	200	132
151	154	168	217	184	233	201	133
152	155	169 I	218 I	185 I	234 I	202 I	134 I
153 I	156 I	II	II	II	II	II	II
II	II	170	219	III	III	III	III
154	157	171	220	186	235	203 I	135 I
155 I	158 I	172 I	221 I	187 I	239	II	II
II	II	II	II	II	240	III	III
III	III	173 I	222 I	188	125 I 木	204	137
156	159	II	II	189	242	205	138
157 I	—	174	223	190 I	243 I	206 I	139 I
II	—	175 I	224 I	II	II	II	II
158 I	—	II	II	191	244	207 I	140 I
II	—	176	225	192 I	245 I	II	II
159 I	159	177	226	II	II	III	—
II	—	178	227	193	246	208 I	(238)
160 I	208 I	179 I	228 I	194	247	II	(238)
II	II	II	II	195 I	126 I	209	—
161 I	209 I	III	III	II	II	210	141
II	II	IV	IV	196 I	127 I	211	142
162	210	180 I	229 I	II	II	212	143

滿	日	滿	日	滿	日	滿	日
213	144	231	266	251	290	270	311
214	145	232	180 II	252	291	271	312
215 I	146 I	233	271	253	292	272	313
II	II	234	272 I II	254	293	373 I	314 I
216	147	235	273	255	294	II	II
217	149	236	275	256	295	274	315
218 I	150 I	237 I	276	257	296	275	316
II	II	II	—	258	297	276	317
III	III	238	277	259 I	299 I	277	318
219 I	151 I	239 I	278 I	II	II	278	319
II	II	II	II	III	300 但	379	320
220	257	240	279	260	301	280 I	321 I
221 I	258 I	241	280	261 I	302 I	II	II
II	II	242 I	281 I	II	II	281 I	322 I
222	267 I	II	II	262	303	II	II
223	259	243	282	263	304	III	III
224	260	244 I	283 I	264 I	305 前	282 I	323 I
225	261	II	II	II	後	II	II
226	262	245	284	265 I	306 I	283	324
227	263	246	285	II	II	284 I	325
228 I	264 I	247	286	III	III	II	326
II	II	248	287	266	307	285	327
229 I	265 I	249 I	288 I	267	308	286 I	328 I
II	II	II	II	268	309	II	II
230 I	300	III	III	269 I	310 I	287 I	329 I
II	—	250	289	II	II	II	II

滿	日	滿	日	滿	日	滿	日
288	330	308	350	325 III	195 III	339 I	136 I
289 I	331 I	309	351	IV	—	II	II
II	II	310	182	326 I	196 I	340	136 II
290	332	311 I	183 I	II	II	341	203
291	333	II	II	III	III	342 I	236 I
292	334	312	184	327	197	II	II
293 I	335 I	313	185	328	—	III	III
II	II	314	186	329 I	198 I	343 I	237 I
294	336	315	(203)	II	II	II	II
295	337	316	—	III	III	344	241
296	338	317 I	187 I	330 I	199 I	345	352
297 I	339 I	II	II	II	II	346 I	353
II	II	318	188	331	200	II	—
298	340	319 I	189 I	332 I	201 I	347	354
299	341	II	II	II	II	348 I	355 I
300	342	320 I	190 I	III	III	II	II
301	343	II	II	333	202	III	—
302 I	344 I	321 I	191 I	334 I	125 I 但	349 I	357 I
II	II	II	II	II	II	II	II
303 I	345 I	322	192	III	III	III	III
II	II	323 I	193 I	335 I	204 I	350 I	359
304 I	346 前	II	II	II	—	II	—
II	後	324 I	194 I	III	204 II	351 I	360 I
305	347	II	III	336	205	II	II
306	348	325 I	195 I	337	206	III	III
307	349	II	II	338	207	352 I	—

滿	日	滿	日	滿	日	滿	日
352 II	——	369	375	386 II	130 I	404	394
III	——	370 I	376 I	387 I	136 I 265 I	405	395 I
IV	——	II	II	II	300	406	396
353	361	371 I	377 I	III	149	407 I	397
354	362	II	II	388 I	127 II	II	——
355 I	363 I	372	379	II	129	408	398
II	II	373	——	389	298	409	399
356	364	374	381	390	143	410	400
357 I	365 I	375 I	382 I	391	283	411	(401)
II	II	II	II	392 I	284 I	412	402
III	III	376	378	II	II	413	403
358 I	366 I	377	249	393	385	414	404
II	II	378 I	250 I	394	386	415	405
359 I	367 I	II	II	395	387	416	406
II	II	379	251	396	388	417 I	407 I
360	368	380	252	397 I	389 I	II	II
361	——	381	253	II	II	III	III
362	——	382 I	236 III 但	398	390	418	408
363 I	369 I	II	236 II 但	399	191 III	419	409
II	II	III	256(238)	400	391	420 I	——
III	——	383	254	401	392	II	——
364	370	384 I	255 I	402 I	393 I	421	410
365	371	II	II	II	II	422	411
366	372	III	III	403 I	——	423 I	412 I
367	373	385	256	II	——	II	II
368	374	386 I	——	III	——	III	III

滿	日	滿	日	滿	日	滿	日
424	413	430 III	420 III	438	429	447	437
425	414	431 I	422 I	439 I	——	448 I	438 I
426 I	415 I	II	II	II	——	II	II
II	II	432	423	III	——	III	III
III	——	433 I	424 I	440	430	449	439
427 I	416 I	II	II	441	431	450 I	440 I
II	II	III	III	442	432	II	II
428 I	417 I	IV	IV	443 I	433 I	451	441
II	II	434	425	II	II	452 I	442 I
429 I	418 I	435	426	444 I	434 I	II	II
II	II	436 I	427 I	II	II	453	443
430 I	420 I	II	II	445	435		
II	II	437	428	446	436		